

坂口哲哉議員の議員辞職勧告決議の可決について

2012年2月29日
日本共産党野洲市議会議員団

3月29日開催の野洲市定例市議会本会議で、日本共産党野洲市議会議員団、野洲ネット、政友会の3会派が提案しました、「坂口哲哉議員に対する辞職勧告決議案」が賛成多数で可決されました。

坂口議員は今年1月、日本共産党野洲市議会議員団、野洲ネット、政友会の3会派が昨年1月3日、『議会運営に関する「協定書」』を締結したことについて、「隠れ共産党 = 対話の会」と悪意を持って表記したビラを市内で配布し、市議会3会派及び日本共産党を著しく誹謗・中傷する行為を行いました。

言うまでもなく市議会は主義・主張の異なる議員及び会派で構成されています。当然の事、議員間による政策論争により市民の付託に応える責務があります。しかし、政策論争は主義・主張の違いに関わらず、民主的な議会運営が保障されることが前提であることは言うまでもありません。この立場から、日本共産党野洲市議会議員団は、市議会の民主的な運営をめざし、3会派で協議を行い、合意に達した項目について「協定書」を締結しました。このことは市民の付託に応える市議会運営を前進させるものと確信します。

にもかかわらず、3会派の協定書締結について、市民に予断と偏見を与えることを目的に、「隠れ共産党 = 対話の会」と表記し、3会派及び日本共産党を誹謗・中傷することは、公職である市議会議員の行為として許されるものではなく、議員としての資質と資格が問われるものです。

野洲市議会は、この間、全県の市町議会に先駆け、市民参加と議会議論の活性化をめざし、議会基本条例を制定し、議会懇談会・報告会を開催するなど、議会改革を進めてきました。このように議会改革を進めてきた、一員である議員がそれとは相反する行為を行ったことについて批判は免れないものであります。さらに、辞職勧告決議案の提案に対する本人弁明でも、自らの行為に対して、「多くの市民が言っていること。誹謗・中傷でない」と主張し、一連の行為を正当化するなど、二重の意味で許されるものではありません。

日本共産党野洲市議会議員団は、引き続き、民主的な議会運営、市民の暮らしと福祉を守る市議会の実現へがんばります。